

## 各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

## 参考資料 1 「第十次中間とりまとめ（案）」

## 委員からの御意見

## 【大橋委員】

- ・本とりまとめ後に GX 実行会議におけるとりまとめもなされており、今後、両者がうまく接合するように非化石価値取引市場のあり方を考えていかなければならないと思います。加えて、非化石価値取引市場において追加性をどのように考えるのかについても併せて検討しつつ、CN に向けた効果的な政策となるようにアジャイルな政策展開をお願いしたいと思います。

## （ご意見踏まえた修正）

御意見も踏まえ、GX に向けた他制度と非化石価値取引制度との今後の在り方や、本制度における電源の追加性に対する考え方などについても検討していきます。

## 【小宮山委員】

- ・ p. 1 1 : 第二フェーズでの GF 漸減率に関して、例えば、長期的なネットゼロの目標や次の第三フェーズでの目標設定の可能性を踏まえれば、参考図 1-1 4 にある 1 / 2 引下げはやや性急感があるため、過去 3 年間の非化石電源比率の上昇率である 6 % とすることが適切である点を付記してもよろしいのではないかとともに思います。

## （ご意見踏まえた修正）

p. 1 1 の注記において、ご意見の内容を追記致しました。

## 【小川オブザーバー（関西電力株式会社）】

- ・ p. 17の最下段注16「ただし、個別事業者へのヒアリングなど精査を行った上で、最終的に個者別に適用の可否を検討」の記載について、第二フェーズの配慮措置は、第十次中間とりまとめ（案）p. 18のとおり、「個別事業者毎に適用するのではなく、対象事業全体に一律に適用される」ものであることから、注16の記載は削除いただきたいです。
- ・ p. 22～24「証書購入費用と料金の在り方」について、第68回制度検討作業部会（2022/7/14）で御庁から課題提起のあった「証書購入費用が年々増加し、その回収に困難を生じている現実もあります。こうした中で、小売電気事業者に過大な負担が生じないような制度環境整備として、どのような対応が考えられるか」という点に関しては、まだ結論が得られていない状態であると認識しております。この点、p. 23の最下段注23において、引き続き検討を行っていく旨記載されていますが、本論点にかかる今後の方向性として重要な点であるため、「こうした指摘や意見を踏まえ、引き続き検討を行っていくこととする」旨を末尾に追記していただくなど、今後の方向性を本文に明示いただくようお願いいたします。また、この旨は「第十次中間とりまとめ（案）の概要」にも追記いただくようお願いいたします。

#### （ご意見踏まえた修正）

- ・ 1点目についてご意見の通り反映致しました。
- ・ 2点目については、p. 23の各視点の後に【当該課題では後述の通り様々なご意見やご指摘をいただいております、引き続き検討を行っていくこととする。】と追記しております。また、概要についても同様の趣旨の追記を致しております。

#### 【小林オブザーバー（出光興産株式会社）】

- ・（2022年度の中間目標対象事業者に対するアンケート結果）  
第70回制度検討作業部会において、アンケート結果から280億 kWh以上の未調達が明らかとなりました。複数委員からもこの点への懸念のご意見が出されたことに対し、事務局より『今年度引き続き各社の調達状況について確認する。』とご回答いただいております。ついては、その点を、例えば、p. 7上から6行目の下に追記いただければと思います。
- ・ その他はこれまでの議論を整理いただいております、異論はございません。その上で今後に向けては制度に対する利用者の予見性向上の観点から、中長期的な最低価格の方向性や電源証明化によって種別・電源証明コストにより差がつくような最低価格となっていくのか、これまでの部会でご紹介いただいております他のカーボンプライシングとの棲み分けの在り方はどうなるのか、などについてご整理いただければと考えています。

#### （ご意見踏まえた修正）

1点目の御指摘について、p. 7の7行目に追記致しました。2点目の御意見についても、カーボンプライシングの政策との関係性なども踏まえ、検討していきます。

**【花井オブザーバー（中部電力株式会社）】**

- ・ p. 23の1ポツ目に、「証書の取引を事業者間の自由な取引に委ねつつ、（中略）市場メカニズムを活用した証書取引を見直さない限り、制度的に両立困難ではないか」と記載がありますが、料金転嫁策については、「第10次中間とりまとめ（案）の概要」にも記載されている通り、委員・オブザーバーから引き続き検討を求める意見があったと認識しております。

本件は今後の重要な検討項目と考えますので、以下の注釈内容を、p. 23の3ポツ目「（前略）どのような対応が考えられるか」の後に本文として記載いただきますようお願いいたします。

23 例えば、規制料金の原価に反映された証書の購入費用について、その後の制度環境の変化に伴う費用の増加を一般的な認可手続によらずに簡易に料金に反映できるようにすることへの声もある。こうした点について、引き続き検討を行っていくこととする。

**（ご意見踏まえた修正）**

- ・ ご意見の点については、p. 23の各視点の後に【当該課題では後述の通り様々なご意見やご指摘をいただいております、引き続き検討を行っていくこととする。】と追記致しました。

※その他の委員においては、事務局案について、異論なしの旨、ご回答いただいております。

＜事務局の考え方＞

- ・ 委員及びオブザーバーのご意見について、事務局で精査した上で、第十次中間とりまとめ（案）のとおり修正いたしました。

＜大橋座長取りまとめ＞

- ・ 第十次中間とりまとめ（案）については、委員及びオブザーバーのご意見を踏まえて修正も行っていますので、事務局においては必要な手続きを進めてください。